

大井川非出資漁業協同組合内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則及び
新大井川非出資漁業協同組合内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を共同して受けた内共第 17 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合の組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、うなぎ及びあまごをいう。以下「全魚種」という。）の採捕（以下「遊漁」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、第6条の表に掲げる遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、それぞれイ欄の漁具・漁法により、ウ欄の規模等の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ行つてはならない。

ア 魚種	イ 漁具・漁法	ウ 規模等	エ 区域	オ 期間
あゆ	友釣	針はイカリ 針 1 段 4 本 以内又はチ ラシ針は 2 本以内。擬 似おとりは 禁 止 と す る。	大井川及びその支流 (伊久美川、 笹間川 及び中部電力株式会 社塩郷えん堤から上 流の大井川及びその 支流を除く。)	6月 1 日 から 12 月 31 日まで
		ドブ釣 (石川 釣)	伊久美川	6月 10 日 から 12 月 31 日まで
	流し毛針釣	針は 2 本以 内。コマセ 釣は禁止と する。	笹間川	6月 10 日 から 12 月 31 日まで
		針は 5 本以 内。リール は禁止とす る。	中部電力株式会社塩 郷えん堤から上流の 大井川及びその支流	6月 15 日 から 12 月 31 日まで
	コロガシ (ゴ ロ引)	針は 15 本 以内	島田市川根町葛籠地 先大沢合流点付近に 設置する標識から大	9月 1 日 から 12 月 31 日まで

			井川鐵道笹間渡鉄橋 上流端までの大井川	
			東海道本線大井川橋 下流端から太平橋上 流端までの大井川	6月1日 から12月 31日まで
	餌釣	針は2本以 内。コマセ 釣は禁止と する。	1 島田市川根町葛 籠地先大沢合流点 付近に設置する標 識から大井川鐵道 笹間渡鉄橋上流端 までの大井川 2 島田市身成字ウ ラヤマ地先標識か ら中鵜網神社前付 近に設置する標識 までの大井川 3 国土交通省神座 水位測定標から神 尾傘岩上流端標識 までの大井川 4 相賀橋左岸下流 端前付近に設置す る標識から新大井 川橋上流端までの大 井川 5 東海道本線大井 川橋下流端から太 平橋上流端までの大 井川	6月1日 から12月 31日まで
うなぎ	置針	針は1本。 10仕掛け以 内	大井川及びその支流	4月1日 から9月 30日まで
	竿釣	針は1本。 竿は3本以 内		
	穴釣	針は1本		

あまご	フライ釣	針は1本	大井川及びその支流	3月1日 から9月 30日まで
	和式毛針釣 (テンカラ)	針は1本		
	ルアー釣	針は2か所 以内		
	餌釣	針は1本		

2 前項の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる河川のイ欄に掲げる区域において、ウ欄の期間、漁業を行ってはならない。

ア 河川名	イ 区域	ウ 期間
大井川	1 中部電力株式会社奥泉ダムの下流端から下流 へ200メートルの区域 2 国土交通省長島ダムの下流端から市代橋下流 端までの区域及び同ダムの上流端から上流500 メートルまでの区域 3 国土交通省長島ダム閑蔵水位観測所から上流 へ5メートルの区域及び下流へ5メートルの区 域 4 国土交通省長島ダム閑の沢水位観測所から上 流へ5メートルの区域及び下流へ5メートルの区 域 5 中部電力株式会社大井川ダムの上流端から上 流へ200メートルの区域及び下流端から下流へ 200メートルの区域 6 中部電力株式会社塩郷えん堤の上流端から上 流へ100メートルの区域及び下流端から下流へ 100メートルの区域 7 島田市伊太字 笹ヶ久保 1519-18 地先の赤松放 水口下流端から(仮称)赤松リバティ橋までの 区域	周年
	谷口橋下流端から河口までの区域	10月11日 から12月 31日まで
	東海道新幹線大井川橋下流端から河口までの区域	1月1日 から5月 31日まで
寸又川	1 中部電力株式会社千頭ダムの上流端から上流	周年

	～ 200 メートルの区域及び下流端から下流へ 200 メートルの区域 2 中部電力株式会社大間ダムの上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域 3 中部電力株式会社寸又川ダムの上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域	
大間川	中部電力株式会社大間川えん堤の上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域	周年
栗代川	中部電力株式会社栗代川えん堤の上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域	周年
榛原川	中部電力株式会社榛原川えん堤の上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域	周年
笛間川	中部電力株式会社笛間川ダムの上流端から上流 ～ 100 メートルの区域及び下流端から下流へ 100 メートルの区域	周年
伊久美川	中部電力株式会社川口発電所専用道路橋から大井川への合流点までの区域	周年

3 遊漁の時間は、日の出から日没までとする。ただし、うなぎ漁業は、日没後も行うことができる。

(全長制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、同表右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
あゆ	10 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル
あまご	12 センチメートル

(釣大会等のための遊漁の制限)

第5条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、組合が釣大会等を開催するため、一定期間、一定区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の規定による制限をしようとする場合は、その 10 日前までに、

その旨を公示しなければならない。

- 3 前項の規定による公示は、組合の掲示場又はホームページに公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のア欄に掲げる魚種ごとに、それぞれイ欄に掲げる区域においてウ欄に掲げる漁具・漁法により行われる漁業について、エ欄に掲げる遊漁料（消費税を含む。以下同じ。）とする。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、当該遊漁料の額に1,000円を附加して得た額とする。

ア 魚種	イ 区域	ウ 漁具・漁法	エ 遊漁料	
			1日	1年
あゆ	大井川及び その支流	友釣 ドブ釣（石川釣） 流し毛針釣 コロガシ釣（ゴロ引） 餌釣	2,000円	10,000円
うなぎ	大井川及び その支流	置針 竿釣 穴釣		
あまご	大井川及び その支流	フライ釣 和式毛針釣（テンカラ） ルア一釣 餌釣		
全魚種	大井川及び その支流	すべての漁具・漁法 (あゆ餌釣を除く。)	1,000円	5,000円

- 2 遊漁料は、組合の事務所、組合が指定する販売店又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- 3 次に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 中学生以下の者の遊漁料 無料
- (2) 高校生（あらかじめ組合の承認を受けた者に限る。）の遊漁料 無料
- (3) 障害者（障害者手帳を所持する者をいう。）の遊漁料 第1項の表のエ欄に掲げる額の2分の1の額

- 4 組合が開催する釣大会の遊漁料は、第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。

釣大会の名称	遊漁料	
	一般	高校生以下、女性、障害者
あゆ釣大会	3,000 円	1,500 円
あまご釣大会	2,000 円	1,000 円

備考 「一般」とは、高校生以下、女性及び障害者以外の者をいう。

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、前条の遊漁料の納付を受けたときは、組合の名称を記載した遊漁証（年鑑札、日鑑札及びオンラインシステムにより発行されるものをいう。）に次に掲げる事項を記載し、遊漁者に交付するものとする。

- (1) 魚種
- (2) 遊漁の期間
- (3) 遊漁者の氏名、年齢（年鑑札に限る。）
- (4) その他遊漁について必要な事項
- 2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所（同項ただし書の場所を含む。）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。
- 3 遊漁者が遊漁をするときは、遊漁証を見易い所に着けて携帯しなければならない。
- 4 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡をしてはならない。
- 5 遊漁者は、漁場監視員の求めがあったときは、遊漁証を提示しなければならない。
- 6 遊漁証（年鑑札に限る。）に氏名、年齢の記載のないものは、特別の場合を除き、無効とする。
- 7 遊漁証は、再交付しない。

(遊漁者の守るべき事項)

第8条 遊漁者が遊漁をするときは、他の遊漁者と適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

- 2 遊漁者は、次に掲げる漁法による遊漁をしてはならない。
 - (1) 水中に電流を通じてする漁法
 - (2) 河川における替堀り及び瀬干しによる漁法
 - (3) し水器又は水眼鏡を使用するあゆ掛釣漁法
 - (4) 毒薬、爆薬等を使用する漁法
 - (5) 灯火を使用しての漁法
 - (6) 手もり及び鉄砲もりを使用する漁法
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の施行に関し必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章を着けなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 組合の名称
- (3) 漁場監視員の資格期間
- (4) その他漁場監視員として必要な事項

(違反者に対する措置)

第 10 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 大井川非出資漁業協同組合及び新大井川非出資漁業協同組合に係る平成 26 年内共第 17 号第 5 種共同漁業権遊漁規則は、廃止する。